

次期「滋賀県行政経営方針」の検討状況に対する意見等

行財政・働き方改革特別委員会資料1-5
平成30年（2018年）11月27日
総務部 行政経営企画室

項目等	意見等	県の考え【担当課名】
Ⅱ これまでの行財政改革の成果と課題		
1 行政改革 3 出資法人および公の施設の見直し		
P3 P5	「成果」への検証を記載される方が良いのではないかと思います。 例えば、P.3の職員数やP.5の公有財産の建物延床面積などが人口類似17県中で中(ちゅう)の下となった結果については、適正化が進んだとするのかいまだ不十分と考えるのか。 施設については、P.21でさらに施設の廃止や縮小を進めているので、いまだ不十分と捉えられるところですが、今後の取組についての記述につなげることを考えれば、成果に対する検証の記述も必要ではないでしょうか。	「Ⅱ これまでの行財政改革の取組と成果」の章は、過去に行財政改革の取組内容とその成果を客観的に振り返ることを趣旨としていることから、県原案(案)の変更を行う必要はないと考えています。 【行政経営企画室】
P4L17 ～19 P23L9 ～10	これは細かい文章表現の話ですが、財政調整的な基金についての記述で、P.23では、平成29年度(2017年度)末の残高は236億円まで減少しているとされていますが、むしろこれまでの行財政改革によって236億円まで回復したとの考え方かと思えます。 そのため、書くとしたら、P.4の文章表現と合わせ、236億円になったが、いまだ不十分であるとしてはいかがかと思えます。	<u>財政調整的な基金にかかる記述については、貴市からの意見のとおり文章表現をあわせる方向で、P23を変更します。</u> 【行政経営企画室】
Ⅳ 行政経営の基本的な考え方		
1 行政経営方針の位置づけ等		
(3)基本的な方向性		
P9L25	「県はいわば中二階の地方自治体として、その存在意義をとわれるとともに」とあるが、県が、今後、この行政経営方針において取組を進められるにあつては、具体的に国や市町との関係を示した方が良いと考えられる。”中二階”という表現のみでは抽象的すぎる感がある。 県の行政経営における”基本的な方向性”を示す重要な部分であることから、地方自治法第2条第5項の規定を基に県の位置づけ(市町を包括する広域の地方公共団体であるという位置づけ)を明確に示した方が、今後、県が行政経営に取り組まれる中で、それを実行する立場の職員にしても、まずは基本となる意思統一を図ることができると考えられる。	「中二階」は、読み手にイメージを持ってもらうための比喩表現ですが、抽象的すぎるとの貴市からの意見を受け、地方自治法の該当条項の文言を参考に、 <u>次のとおり変更します。</u> <u>「地方分権が進む中、県は、市町を包括する広域の自治体として、その存在意義が問われる一方で、複雑化・多様化する行政需要に応えていかなければならない。また、一部部局における長時間労働の顕在化などがあり、健康経営の取組が必要となっている。」</u> 【行政経営企画室・市町振興課】

項目等	意見等	県の考え【担当課名】
2. 2030年に向けて目指す5つの県庁の姿		
P10L15 P15L2	「市町との適切な役割分担の下、市町と連携し、市町を補完する。」「最適な組織体制の構築。」とあるが、現状、県教職の働き方改革に関する取組の実施においてとられている手法は、単なる市町への業務の移譲および対策予算の押し付けであると考え。 この表記をされる場合は、今後、県教職に対応する業務、予算および人材の確保は滋賀県において実施されたい。 また、教育現場における常勤、非常勤講師に関する予算措置においても県で対応されたい。	市町立小中学校は市町によって設置、運営されているものであり、市町立小中学校の教職員の服務監督権者は市町教育委員会であります。市町立小中学校の運営および教職員の服務監督は市町教育委員会の役割であります。 県教育委員会で策定した「学校における働き方改革取組方針」は、県教育委員会および市町教育委員会が働き方改革を進めるにあたって、同じ方向性で取り組んでいくために共有してきたものであると認識しています。 教職員の配置については、義務標準法に定められた県費負担教職員定数に加え、県単独措置での加配措置や非常勤派遣を行い、その拡充に努めてきたところであります。市町において現場の必要性に応じて独自の裁量で加配配置や非常勤派遣が行われていることは承知していますが、市町単独措置による加配についての財政的支援は難しいと考えています。 【教職員課】
P10L15	県と市町は、これまで地域課題解決のため、相互に協調し、連携協力により事業を推進してきた。 県民福祉の向上をまず第一に考え、地域課題を解決するためには、役割分担として単に線を引くのではなく、自主的・自律的に課題ごとに適した取組体制を構築する必要があると考える。 また、県は市町を包括する広域の自治体として、広域事務、連絡調整事務及び補完事務を処理するものとされており、この機能の重点化を図る必要があると考える。 このことから、「市町との適切な役割分担の下、市町と連携し、市町を補完する。」を「事務の規模又は性質において市町が処理することが適当でないと認められる事務は県が主体的に取り組む。」に、「広域自治体の機能(高度専門的、先駆的、県内調整等)に特化する。」を「広域自治体の機能(広域事務、連絡調整事務、補完事務)を重点化する。」に変更されたい。	県では、これまでから「近接・補完の原則」のもと、住民に最も身近な基礎自治体である市町を優先した役割分担を志向し、県は広域自治体として、市町と連携し、市町を補完する役割を担ってきました。この考えは、県原案(案)でも踏襲・拡充していることから、目指す県庁の姿の一つに「市町とともに自治を担う県庁」を掲げ、「広域自治体の機能(高度専門的、先駆的、県内調整等)に特化する」と記載しているところです。 事務の規模または性質において市町が処理することが適当でないと認められる事務や広域事務については県が担うとともに、市町を補完する事務については、必要に応じて担うこととしていますが、貴市意見の趣旨を踏まえ、県の役割を一層明確にするため、地方自治法の該当条項の文言を参考に、目指す県庁の姿「市町とともに自治を担う県庁」の説明文を次のとおり変更します。 「<u>広域自治体の機能(広域連携、高度専門的、先駆的、市町連絡調整等)</u>に特化する。」 【行政経営企画室・市町振興課】

項目等	意見等	県の考え【担当課名】
V 取組項目および取組方針		
視座1「ヒト」		
(3)事務(広域自治)		
①市町との連携等を通じた地域課題への対応		
P16L5 ～9	県と市町は、これまで地域課題解決のため、相互に協調し、連携協力により事業を推進してきた。 県は市町を包括する広域の自治体として、広域事務、連絡調整事務及び補完事務を処理するものとされており、この機能の重点化を図る必要があると考える。 よって、「地域を所管する広域自治体」を「地域を包括する広域自治体」に、「連絡調整などの機能に特化した上で」を「連絡調整などの機能を重点化し」に、「必要に応じて市町を補完する。」を「事務の規模又は性質において市町が処理することが適当でないと認められる事務は県が主体的に取り組む。」に変更されたい。	県では、これまでから「近接・補完の原則」のもと、住民に最も身近な基礎自治体である市町を優先した役割分担を志向し、県は広域自治体として、市町と連携し、市町を補完する役割を担ってきました。この考えは、県原案(案)でも踏襲・拡充していることから、目指す県庁の姿の一つに「市町とともに自治を担う県庁」を掲げ、「広域自治体の機能(高度専門的、先駆的、県内調整等)に特化する」と記載しているところです。 事務の規模または性質において市町が処理することが適当でないと認められる事務や広域事務については県が担うとともに、市町を補完する事務については、必要に応じて担うこととしていますが、貴市意見の趣旨を踏まえ、県の役割を一層明確にするため、地方自治法の該当条項の文言を参考に、目指す県庁の姿「市町とともに自治を担う県庁」の説明文を次のとおり変更します。
P16L19	県と市町は、これまで地域課題解決のため、相互に協調し、連携協力により事業を推進してきた。 県は市町を包括する広域の自治体として、広域事務、連絡調整事務及び補完事務を処理するものとされている。 自主的・自律的に課題ごとに適した取組体制を構築する必要があると考えることから、「市町からの要請に応じて支援・調整等を行う。」については、「市町に対して支援・調整等を行う。」と変更されたい。	「広域自治体の機能(広域連携、高度専門的、先駆的、市町連絡調整等)に特化する。」 【行政経営企画室・市町振興課】
P16L20	平成31年4月からの森林法改正による「森林経営管理法」で市町の事務となりますが、今まで森林整備が進まなかった、森林経営(伐採経費、立木販売の収支バランスが取れない等)が難しい森林の管理や不在森林の対応など、複雑な事務が科せられるようになります。市町は相当な事務量の増大が見込まれ、負担が大きくなることから、人材育成の支援の他に、「業務の効率化を図るため、県の森林情報などタイムリーな情報提供に努める」ことを追記願います。	「森林経営管理法」の施行に伴い、市町に新しい事務が相当量発生することは、県としても十分認識しており、特別に人材育成の支援を行う必要があると考えています。また、貴市からの意見にある、県の有する森林情報等の提供については、県原案(案)の「市町からの要請に応じて支援・調整等を行う」との記載のとおり、支援の一環として、引き続き、適宜適切に行ってまいりたいと考えています。 【森林政策課】

項目等	意見等	県の考え【担当課名】
(4)事務(推進・改善)		
P17L10 ～14	県と市町は、これまで地域課題解決のため、相互に協調し、連携協力により事業を推進してきた。 県は市町を包括する広域の自治体として、広域事務、連絡調整事務及び補完事務を処理するものとされている。 県民福祉の向上をまず第一に考え、地域課題を解決するためには、役割分担として単に線を引くのではなく、自主的・自律的に課題ごとに適した取組体制を構築する必要があると考える。 よって、「官と民、県と市町の役割分担に基づき、……選択する。」については、否定的な文言ではなく県による主体的で前向きな表現となるよう、「県民から見て、県と市町のどちらがその事務を担うべきか」といった視点に立ち、県と市町が相互に協調し、地域における事務のあり方を検討する。事務の規模又は性質において市町が処理することが適当でないと認められる事務は県が主体的に取り組む。実施に当たっては、積極的に……選択する。」と変更されたい。	これからは、行政だけでなく、多様な主体がベストミックス(最適な組合せ)で公共的サービスの提供を行うという流れは一層促進されると認識しています。まずは、民と官で役割分担され、次に官の中で地方と国、そして地方の中で市町と県とで役割分担されることになります。県では、これまでから「近接・補完の原則」のもと、住民に最も身近な基礎自治体である市町を優先した役割分担を志向し、県は広域自治体として、市町と連携し、市町を補完する役割を担ってきました。この役割分担に基づき、県の事務となったものについては、従前どおり、県として主体的に取り組みます。 【行政経営企画室・市町振興課】
P17L11	現行案「民間でできること、市町がすべきことについては、財源の有無に関わらず、県は行わないということを基本とする。」となっていることについて、役割分担を明確にし、相互補完および連携によって協働を推進していくことは理解しますので、事務のあり方を検討するに当たっては早い段階の情報共有を行い、県から市町に事務を引き継ぐ場合は市町のフォローをしっかりと行う旨を明記されることを提案します。	これまでから、市町への権限移譲においては市町の円滑な事務処理に向けた支援として、情報提供や説明会・研修会の実施、事務処理マニュアルの作成等、必要な支援に努めてきたところです。 今後も権限移譲に関する提案制度の一層の活性化や事務の共同化等の取組において、貴市の意見にあるように早い段階での情報提供や事後のフォローに一層留意して取組を進めます。 【行政経営企画室・市町振興課】

項目等	意見等	県の考え【担当課名】
P17	滋賀県基本構想原案では、「6 政策の推進方法」において“SDGsの視点による政策・施策・事業の検討”が掲げられていますが、行政経営方針県原案(案)ではP1の「I 策定の趣旨」にSDGsに関する記載があるものの、以降記載がなく、整合性の点から違和感を感じます。 つきましては、行政経営方針の「V 取組項目および取組方針」の視座1「ヒト」(4)事務(推進・改善)のところで、政策・施策・事業の検討に当たっては、SDGsの視点を活用し、政策等の立案、見直し、磨き上げを行っていく旨の記載を提案します。	本方針は、滋賀県基本構想の推進、つまり、SDGsの視点を活用して立案した政策等の推進を行財政面から下支えするため、県の行政経営(経営資源の充実や活用方法、事務の推進手法等)に関する基本的な考え方を示すものですので、直接、SDGsの視点を活用するという性格のものではないと考えます。また、SDGsの中でただ一つ実施手段について定めた「17 パートナリシップで目標を達成しよう」については、本方針が経営理念に掲げる「協働」に通じるものであることから、改めてその活用についての言及は不要と考えておりました。しかし、貴市意見の趣旨を踏まえ検討し、県の施策構築等の方針において、「SDGsの視点的活用」を重視していること、本方針の内容においても、間接的にSDGsの視点を活用していることなどを踏まえ、県の一貫した姿勢が、より明確に伝わるようにするため、P9「IV 行政経営の基本的な考え方」の文章を次のとおり変更します。 「基本構想で描いた目指す2030年の姿の実現に向けて、県は、SDGsの視点を活用して政策等を検討、立案し、多様な主体との対話・共感・協働を図り、政策を展開していく。」 【行政経営企画室】
P17	県が事務局となり各市町が構成員となって、共通する行政課題についての意見交換や研修会の開催、合同事業等を実施している「〇〇〇連絡協議会」といわれる組織が各行政分野にある。 県および市町は、規約等に基づき、負担金を納入して、事業をしているが、費用対効果があるのか、適正な支出・使途となっているか検証が必要だと考えます。 多賀町も例外なく、財政状況は厳しい中で、行財政改革を実施し、効果的、効率的でない事業については、見直しを図っていかなければならない中で、町が支出する補助金・負担金を見直しをしているところであるが、〇〇協議会等、県が事務局となっている組織の負担金を見直しについては、県と歩調を合わせないと出来ないと考えており、是非見直しを推進して欲しいと考えている。 例えば、 ・広域の協議会として、役割を終えているものはないか。(形骸化している。) ・市町の直執行予算とした方が効率的なものはないか。 ・前年度繰越金が多い理由について検証が必要。 (定額の負担金でなく、事業費の清算による負担金にすべき)など	今年度、県では事業を取り巻く状況や事業効果に照らして、存廃を含めてゼロベースで検討し、その上で、継続実施の必要性が認められる場合は、事業の最適化および歳入確保の充実強化について検討を行い、収支改善の取組を取りまとめてまいりました。 今後も、市町の皆さんの意見を聞きながら、不断に見直しを行ってまいります。 【財政課】

項目等	意見等	県の考え【担当課名】
視座3「財源」		
(2)財源不足への対応		
P24L2	P22(4)活用③には、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催に向けて整備する施設の事業費、開催経費、維持管理等のランニング経費を掲載するとともに、P24【収支改善目標】の表内にも、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に係る経費やそれに係る財源不足拡大への影響額がわかるように明記するよう要望する。 【理由】平成31年度の予算編成方針や財政見通しでも公表されているように、今後の県財政は、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催による大規模事業等の影響により、多額の財政需要が見込まれている一方、現在の原案(案)ではその具体的な影響額が分からないことから、行政経営方針でもしっかりと分かるよう公表した上で、他市町や県民に理解を求める必要があるため。	国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催に向けて整備する施設の事業費、開催経費、維持管理等のランニング経費など財源不足等の要因となる大規模事案については、次期行政経営方針の参考資料として添付する財政収支見通しにおいて、その影響額等をお示しする予定であります。 【財政課】
②歳出見直し		
P26L14	「また、単なる経費の削減だけではなく、各事業において、歳入確保につながる工夫・改善を行うことにより、実質的な負担を抑制する」に続き、以下を挿入。 「ただし、これまで、地方自治の進展を促す上で、施策及び事業の推進において連携してきた市町との関係については引き続き重要視することとし、歳出の見直しが関係市町財政へもたらす影響を極小化させるよう配慮するとともに、必要に応じて対話に努める。」	市町との関係については、これまでから重要視してきました。加えて、県原案(案)では、目指す県庁の姿の一つに「市町とともに自治を担う県庁」を掲げ、より一層、市町との連携等に注力することとしています。また、県原案(案)P26の②歳出見直し ア政策的経費において、「市町・関係団体向けの補助金の見直しについては……単なる負担転嫁にならないように留意する」と基本的な考え方を示しています。 貴市からの意見は、このような県の考えと方向性を同じくするものと考えており、貴市意見の趣旨を踏まえ、より一層県の姿勢を明確にするため、②歳出見直しのリード文に、次の文章を追記します。 「また、これまでから連携してきた市町等との関係は、引き続き重要であることから、見直しに当たっては十分な対話に努める。」 【財政課・行政経営企画室】

項目等	意見等	県の考え【担当課名】
P26L30	市町や関係団体への支援制度について見直しを検討される場合は、一方的な県の負担割合の引き下げなど単なる市町等への負担転嫁とならないよう留意いただき、最大限の財源確保に努めていただくとともに、事前に市町等と事業のあり方や役割分担について十分な協議を行ってください。	市町等との関係については、これまでから重要視してきたことから、県原案(案)P26の②歳出見直し ア政策的経費において、「市町・関係団体向けの補助金の見直しについては・・・単なる負担転嫁にならないように留意する」と基本的な考え方を示しているところですが、 市意見の趣旨を踏まえ、より一層県の姿勢を明確にするため、 <u>②歳出見直しのリード文に、次の文章を追記します。</u> <u>「また、これまでから連携してきた市町等との関係は、引き続き重要であることから、見直しに当たっては十分な対話に努める。」</u> 【財政課・行政経営企画室】
P26L30	「市町・関係団体向けの補助金の見直しについては、県の負担割合の引き下げなど単なる負担転嫁にならないよう留意する。」と記載されている。 補助金額の妥当性や手続きの簡素化、自主性の確保などにおいて見直しの対象となった事業が昇華・完結できるのか慎重に判断いただき、安易な削減等は認められないので十分に留意ください。	市町、関係団体向けの補助金については、県の負担割合の引き下げなど単なる負担転嫁とならないよう、事業効果の検証を行い、関係者と事業そのものの効果や、今後のあり方や課題、役割分担等について、必要な議論・調整を行うことを全庁に指示し検討したところです。 【財政課】
P26L30	現行案「市町・関係団体向けの補助金の見直しについては、県の負担割合の引き下げなど単なる負担転嫁にならないよう留意する。」について、「市町・関係団体向けの補助金の見直しについては、県の負担割合の引き下げなど単なる負担転嫁にならないよう留意し、関係先と十分対話を行った上で理解を得る。」と修正することを提案します。 県と市町・関係団体は一緒になって地域課題の解決に取り組むパートナーであり、経営理念においても県民の理解を得るための努力を最大限に行わなければならないことが示されています。こうしたことを踏まえ、見直し・検討の考え方として明確にすべきと考えます。	市町等との関係については、これまでから重要視してきたことから、県原案(案)P26の②歳出見直し ア政策的経費において、「市町・関係団体向けの補助金の見直しについては・・・単なる負担転嫁にならないように留意する」と基本的な考え方を示しているところですが、 市意見の趣旨を踏まえ、より一層県の姿勢を明確にするため、 <u>②歳出見直しのリード文に、次の文章を追記します。</u> <u>「また、これまでから連携してきた市町等との関係は、引き続き重要であることから、見直しに当たっては十分な対話に努める。」</u> 【財政課・行政経営企画室】
P26L37	記載のとおり台風災害など頻発しており、当市でも大型の補正予算を編成するなど市町の負担は増大するばかりです。発生した災害の復旧も円滑に進まず、特に治山事業は復旧に際しての支援制度の要件が厳しい状況です。「現行の規模を維持することとする」との記載ですが、それだけでは足りず、支援の拡充が必要です。特に被害が著しく、事業が進んでいない治山、治水、土砂災害の対応については、現行規模に捉われない対応を行う旨の記載をお願いします。	単独公共事業については、近年頻発している台風等の災害の予防や、施設の長寿命化による将来の歳出抑制効果等を勘案し、全体として現行の規模を維持することとするの方針としています。 個別の事業に対する予算については、各年度の予算編成過程で適切に配分するとともに、実際に災害が発生した場合は、適切な予算措置を行うことはこれまでと相違ありません。 こうしたことを踏まえて、単独公共事業については、削減を行うことなく、現行の規模を維持する必要があると考えています。 【財政課】

項目等	意見等	県の考え【担当課名】
全体		
	全体的に市町の負担が大きくなるように県は一步引いて上の立場からというスタンスが見受けられる内容のようにも感じられるので、市町に寄り添ったスタンスを取ってもらいたい。	県原案(案)では、目指す県庁の姿の一つに「市町とともに自治を担う県庁」を掲げ、市町との適切な役割分担の下、広域自治体の機能に特化するという基本姿勢を明示しています。特化するというのは、市町との重複を排し、より一層、本来の役割を深く追及するということで、市町の負担が大きくなるように一步引くということではないと考えています。県原案(案)では、県の役割に基づき、市町を補完することとも明示しており、県と市町は、ともに滋賀の自治を担う重要なパートナーであると考えています。 【行政経営企画室】